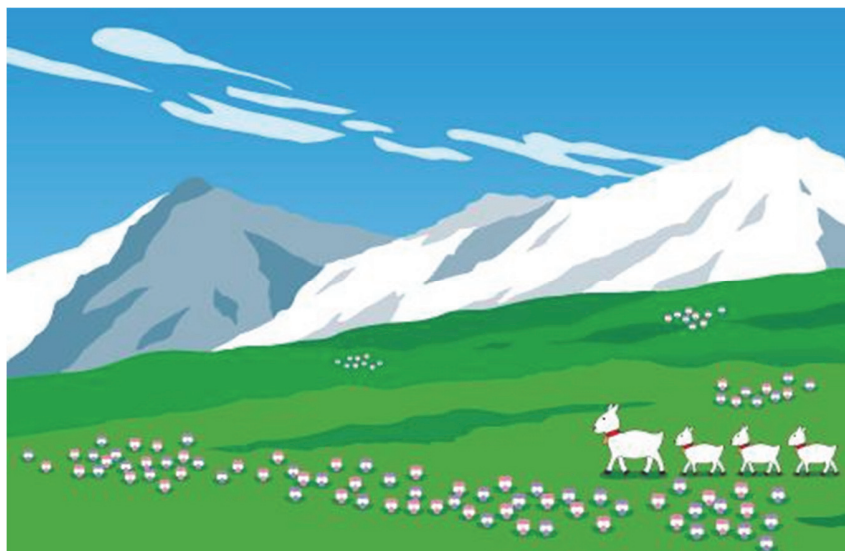


気候変動ウェビナーシリーズ

パリ協定第6条パイロット：スイス の取り組みについて

2021年7月2日



質問と回答

当日視聴者の皆様から頂きました質問に登壇者が回答いたします。

質問1	グループ内でうまく意見がまとまらないときはどうなるのでしょうか？ アンブレラグループ内でのオピニオンリーダーは？
回答1	国連気候変動枠組条約の交渉では、オーストラリアがグループ内における意見のとりまとめを行っています。COPの開会プレナリーや閉会プレナリーで、アンブレラグループを代表してオーストラリアが発言しています。

質問2	パリ協定第6条特集にあるドイツやスウェーデンとの違いや西アフリカ東アフリカアライアンスとの関係もうかがいたいです。
回答2	<p>ドイツ連邦環境自然保護原子力安全省（Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety）及びドイツ復興金融公庫（KfW Bankengruppe、KfW）により設立されたFuture of the Carbon Market Foundation（以下、財団）が、パリ協定6条における緩和活動プログラムの計画策定に係る資金を拠出するため募集を行っています。本活動の目的としては、パリ協定第6条コンセプトノートという、専用のテンプレートを使用したさらなる活動の開発・発展に資するプログラムによる緩和活動を特定することです。</p> <p>スウェーデン・エネルギー庁が、チリにおいて、再エネ発電促進に関するパイロットを実施するために、現在、準備中です。これまで、60件以上の提案が提出され、6件がMitigation Activity Description Document (MADD)の開発段階に移行しています。</p> <p>これまでに東アフリカと西アフリカから複数の協力的なアプローチの開発者と利害関係者を集め、活動のパイロット化の実用性について対話をするラウンドテーブルが開催されています。西アフリカアライアンスは、第2フェーズ（2020年～2024年）で、加盟国が国家レベルでの第6条の実施に向けて準備できるよう、多くの活動を実施予定です。具体的には、緩和プロジェクトの開発・実施に関連するステークホルダーの最新情報を提供するデータベースの構築などを準備しています。</p>

質問3	ボリビアはなぜ市場メカニズムに大反対しているのでしょうか。
回答3	<p>ボリビアがUNFCCC事務局に提出したサブミッションでは、市場メカニズムに関して、以下の意見を表明しています。</p> <p>https://www4.unfccc.int/sites/SubmissionsStaging/Documents/202106052048---ARTICLE%206%20Submission%202%2005.06.2021%20Final.pdf</p>

	<p>以下、抜粋（IGES仮訳）。</p> <p>「これまでのところ、炭素市場は設計が不十分で、各国のNDCを弱体化させ、実質的に野心を減退させてしまうことが多いことが明らかになっているが、協力的アプローチと持続可能な開発に取り組むための唯一の手段として市場を利用してきた。これまでの市場メカニズムは、約束したこと以外のことを示しており、信頼性や信用の欠如を示している。野心を実現するためには、信頼性と信用性を高めることで、野心と長期的なパリ協定の目標達成との間のギャップを解消することができる。これは、各国の真剣かつ効果的なコミットメントによって達成される。」</p>
--	---

質問4	G77内でリーダー役となる国はあるでしょうか。
回答4	G77では、中国、インド、ブラジルの発言力が大きいです。パリ協定第6条では、主要な論点に関して、中国・インド・ブラジル、また、LMDC（Like-Minded Developing Countries（同志途上国））に所属する国が比較的近い意見で発言しています。

質問5	G77+内部で市場取引の取り組み（同地域の中所得国と低所得国間）などは、検討されていますか。
回答5	現時点で、G77+内部で市場取引の取り組みを検討しているといった情報は確認できておりません。

質問6	6条関係はアンブレラグループ、EIG内はそれぞれワンボイスなのでしょうか。EU、中国のスタンスは？
回答6	主要な論点のうちグループ内で同じ立場にある点について、アンブレラグループ、EIGはワンボイスで発言しておりますが、個別論点に関しては、それぞれの国の立場で発言しています。EUは、環境十全性を強く意識した主張です。例えば、EUは2020年以前に発行されたCDMクレジットをパリ協定へ移管することに対して反対しています。これに対して、中国は移管を認めるべきという主張をしています。

質問7	スイスは何故、EIGのグループに入っているのですか。同グループの他の国との関係は？
回答7	スイスは設立当初（2000年）よりEnvironmental Integrity Group（EIG）に属しています。グループは、メキシコ、リヒテンシュタイン、モナコ、韓国、スイス、ジョージアで構成されています。交渉において、他国と連携しながら、グループを代表して発言しています。

質問8	ボリビアが反対しているということから、他の中南米諸国などはそこに共感しているところもかなりあるのでしょうか。森林の多いアジアの国などとの関係は？
回答8	ボリビアと同様に市場メカニズムに反対する国は、パリ協定第6条の交渉では現在見られません。ボリビアは交渉グループの一つであるCoalition for Rainforest Nations（CfRN）にも所属しています。CfRNは、パプアニューギニアが代表して発言しています。

質問9	適応への課税（SOP）についての議論は、どのような状況なのでしょう。
回答9	先進国は、第6条について、第6条4項で言及されているメカニズムでの活動から得られる収益（SOP）の一部を、管理費に充てるとともに、気候変動の悪影響に対して特に脆弱な途上国締約国が適応のための費用を負担することを支援することが規定されていると理解しています。また、第6条2項にはSOPは記載されていないため、義務的なSOPは第6条2項には適用できないというのが先進国の見解です。一方、途上国は第6条2項にも義務的なSOPの適用が必要であると主張しており、パリ協定第6条の条項に対する解釈が異なっています。

質問10	先ほど言及がありました、先日国民投票で2050年ゼロ目標が否決された、という趣旨の報道がありました。実際にはどのような仕組みに基づく何が否決されたのでしょうか？
回答10	先日の国民投票では、スイスのCO ₂ 法の改正が否決されました。同法において、2020年12月にスイスが提出したNDCの改訂版で設定した2030年までに1990年比50%削減という目標を国内法でも定めようとした、ということと考えられます。2050年ゼロ目標は、スイスの長期目標で設定されていますが、CO ₂ 法の改正案に含まれていたかは不明です。

質問11	確認なのですが、案件採択基準のホスト国はスイスですか、スイスと合意した対象国ですか。
回答11	ホスト国は、スイスと合意した対象国です。

質問12	6条の合意によって、スイスの現在進めているITMOsの枠組みとずれている部分がある場合には、どのような取り扱いになるのでしょうか。
回答12	スイスの二国間文書は6条のルール草案に基づいていますが、6条のルールが現在の草案と異なる内容で合意された場合、スイスが二国間文書を改訂して6条のルールにあわせることが考えられます。

質問13	Klik財団の方法論は独自に作るのではなく、既存の方法論を適用可能ということで、これに係る作業がJCMに比べ軽減される印象にあるのですが、国際コンプライアンス市場に合致したクレジットとなるという見込みはあるのでしょうか？仮に既存の方法論を適用できるのであれば、JCMも今後同様の手法が取れる可能性はあるのでしょうか？
回答13	CDM等の既存の方法論を適用する場合でも、ベースライン設定等、保守的な削減量算出に関する部分は審査の対象となります。国際コンプライアンス市場における保守的な削減量算出の基準はパリ協定第6条のルールに基づく見込みです。Klik財団も同ルールに基づいて方法論を審査すると考えられます。今後、CDMの方法論が6条4項において見直された場合に、JCM等6条2項における協力的アプローチでも保守性等の参考とすることが考えられます。

質問14	ITMOsには相当調整はついていないのでしょうか。
回答14	パリ協定第6条2項に基づいて、相当調整によるITMOsの二重計上の回避が求められます。

質問15	ITMOsが国家機関による自主的な気候中立目標に使用することと排出削減目標にカウントすることの違い（民間企業との違いは分かる気がするのですが）を説明していただけますか。
回答15	国家機関と記載しておりましたが、原文を確認したところ、“sub-state actors”でしたので、誤訳があり申し訳ございません。地方自治体等の自主的な気候中立目標へのITMOsの使用はNDCとは別でカウントすると考えられます。